

届出制手数料表

(職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)

事業主の氏名又は名称： C o m f y s J a p a n 合同会社

許可番号： 12-ユ-300705

所在地： 〒285-0850 千葉県佐倉市西ユーカーが丘5丁目1-18-2F

徴収する区分	手数料の種類	手数料の額（消費税別）
求人者	紹介手数料 (成功報酬)	職業紹介により求職者が就職した場合、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金額（内定書又は労働条件通知書等に記載された額）の30%。 (期間の定めのある雇用契約の場合は、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金額の30%）
求職者	—	求職者からは手数料を徴収しません。

(注)

- 1 上記手数料は消費税額を含みません。別途、所定の消費税相当額を申し受けます。
- 2 手数料の負担者は求人者とし、求職者からは手数料を徴収しません。
- 3 返戻金制度は設けておりません。
- 4 本手数料表は、職業安定法第32条の3第1項第2号に基づく届出制手数料として、管轄労働局に届け出た内容と同一です。

作成日：令和8年6月1日

C o m f y s J a p a n 合同会社 代表社員 クリア ジェームス